

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推4番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について、12月22日に現地調査しましたので、その状況を報告します。なお利根川哲委員とは日程調整がつかず、別の日に現地調査をお願い致しました。</p> <p>申請地は大字双柳字甲新田地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、適切に保全管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されたとのことです。</p> <p>譲受人は農業を営む法人であり、経営面積の借受地については、全て耕作されており、主にネギを中心に路地野菜等を作付けしているとのことです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではブルーベリー及び柚子を作付けするとのことです。</p> <p>また、通作については自宅から徒歩で約1分ほどとのことです。</p> <p>現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字双柳地内及び大字平松地内にて農業経営を行う法人であり、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p>

譲受人は、ネギ、柚子、ブルーベリーを作付けしております。

譲受人の経営農地のうち借受地11,864.38㎡については、適性に管理されております。

通作に関してですが、自宅から徒歩約1分のところにありますので、容易にできると考えます。

なお、農業を営む法人が農地を取得する場合、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件を満たしている必要がございます。

農地所有適格法人の要件のうち該当する4つについてご説明します。

1つ目、法人の主たる目的が農業であるか否かについて、関係書類等で農業目的である事を確認しております。

2つ目、株式会社における議決権について、その法人の農業に常時従事する者が議決権の過半を満たしている事を関係書類等で確認しております。

3つ目、株式会社における株主が取締役の過半を占めているか否かについては、関係書類等で過半を占めている事を確認しております。

4つ目、その法人の取締役が60日以上農業に従事しているか否かですが、聞き取り等から従事している事を確認しております。

以上の4つ全ての要件を満たしている事から、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしていると考えられます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっております。次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、耕運機台、刈払機1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件を満たしていると考えられますので問題ございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

別の日程で調査していただいた利根川哲委員、何かございますか。

3番

12月23日に現地調査を行いました。

状況については河野和昭推進委員の説明のとおりです。

以上です。

議長

同じく保谷剛正推進委員、何かございますか。

推6番

利根川哲委員と同行しましたが、特にございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

8番

申請地のブロック塀はどのような目的で設置されたものでしょうか。

事務局

農地の土壌流出を防ぐ為に設置されたものです。

3番

現地は北側に向けて傾斜があり、必要な土留めであると考えられます。

議長

その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2について審議いたします。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2については、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-3と関連する事項がございますので、あわせて審議したいと思います。異議はございますか。

【なしの声あり】

議長

なしの声をいただきました。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2及び議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の保谷剛正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推6番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2及び整理番号3-3について、12月23日に綿貫由美子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。なお河野和昭推進委員とは日程調整がつかず、別の日に現地調査をお願い致しました。

整理番号3-2及び整理番号3-3の申請地は、いずれも大字下加治字郷路地内に隣接して位置しています。

農地の現況ですが、整理番号3-2及び整理番号3-3の申請地いずれについても適切に保全管理されております。

譲受人は、農業経営の拡大のために申請されたとのこと。

譲受人の所有地については、一部の保全管理となっている所を除いて主にミカン及び柿等が作付けされております。一部の農地に伐根した古木を処理する目的で掘削された穴が数カ所ありゴミなども含まれていたため、是正指導を行ったところ、指示に従い是正作業は進めていますが、現時点では完了していません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では栗を作付けするとのこと。

また、通作については自宅から車で約5分ほどのこと。

現地調査をしたところでは、所有農地で指導箇所がございますが、農地法第3条の許可申請の審査において直接的に影響するような内容ではないため、この所有権移転は特段問題ないと思えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、保谷剛正推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字双柳地内にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をたく申請するものでございます。

譲受人は、みかん、柿、梅、栗、ヤーコン、菊芋などを作付けしております。

所有地11,639㎡については、適性に管理されております。

通作に関してですが、自宅から車で約5分のところにありますので、容易にできると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、耕運機1台、除草機1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

次に農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をたく申請するものでございます。

譲受人の作目等は、整理番号3-2の説明のとおりです。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについても整理番号3-2と同様です。

議長

同行して調査していただきました綿貫由美子委員何かございますか。

2番

保谷剛正推進委員の説明のとおりです。

議長

別の日程で調査していただきました河野和昭推進委員何かございますか。

推4番

12月22日に現地調査を行いました。  
保谷剛正推進委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2及び整理番号3-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

推4番

所有農地で是正指導している穴の状況はいかがですか。

事務局

本日令和2年12月25日時点で当該地の現地確認を行いましたところ、4カ所あった穴は2カ所ゴミを撤去した上で埋め戻しされておりました。残

8番	<p>りの2カ所については、譲受人からゴミ回収業者及び埋め戻し作業を行う業者のスケジュールから令和2年12月25日時点では作業が完了しない旨の聞き取りをしております。</p>
事務局	<p>譲受人及び作業従事者はいずれも高齢であると聞き取りしております。提出された営農計画では栗を作付けするとありますが、収穫期まで10年近く要すると考えられます。将来的な販路を含めた営農計画として、後継者等の確保はできているのでしょうか。</p> <p>今後の肥培管理も考慮して、経営移譲のお考えはお持ちなののでしょうか。</p> <p>譲受人の親族から後継者としての希望が出ている旨を聞き取りしております。また、将来的な販路を含めた営農計画については、埼玉県川越農林振興センター等の支援を受けて進めていく旨も聞き取りしております。</p> <p>また、経営移譲については、現時点では経営移譲の意思は無い旨を聞き取りしております。将来的には地域の担い手農家への斡旋も含めて、検討することになるものと思います。また、現時点では譲受人の所有農地に遊休農地に指定された農地はございません。地域的には人・農地プランの対象区域でもありますので、地域間の話し合いも交えて必要があれば検討する事になると考えられます。</p>
5番	<p>地区担当委員からの現地調査報告及び事務局からの補足説明を踏まえて、発議させていただきます。</p> <p>令和2年度6月総会で不許可の際に提示した事由は概ね解決しているかと思われませんが、今後農業委員会としては、次のとおり対応していくことが望ましいと思います。</p> <p>農業委員会として、定期的な農地パトロールにおいて農地の適正な管理及び耕作の状況の確認を行い、必要があれば譲受人本人から営農計画の進捗状況を聞き取りする事が必要かと思えます。</p> <p>また、肥培管理については、県の技術支援などを受けるように指導し、農業委員会としても、譲受人の農業経営が安定化するように支援する事が必要です。</p> <p>いずれも農業委員会における農地利用最適化推進業務上、一般的な対応の範疇ではありますが、譲受人の営農計画が知識や準備不足から遊休農地に繋がる事のないよう積極的に助言する事は、必要な対処であると考えられます。</p> <p>また、以前譲受人に許可書を発行した際に留意事項を付しましたので、同様の対応が必要だと思えます。</p>
事務局	<p>利根川哲委員から発議のありました、前回許可書に付した留意事項をご説</p>

明します。

1つ、今回の申請を含めて提出された営農計画に基づき適正な肥培管理を行い、収穫を目指すこと。以上の内容が履行されない場合、営農能力の不備とみなされ、今後の営農拡大の際の審査について支障をきたす旨。

1つ、果樹の枯木等は病虫害の発生源になる事もあるので十分に管理をする旨。

以上の2点を留意事項として付しました。なお、これら2点については、農地について権利を有する者の責務として農地法第2条の2第1項に農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないとされている旨を明記したもので、農地法第3条の許可要件とは直接的な関連性はございませんが、農地法第32条第1項第1号の遊休農地を未然に防ぐ為に改めて留意事項として付したものでございます。

議長

利根川哲委員から発議がございました。その他、何かございますか。

9番

申請地は適正に管理されているように見受けられます。現在の所有者である譲渡人はどのように管理しているのでしょうか。

事務局

継続して保全管理は行っているようですが、離農を希望しているとの聞き取りをしております。

推3番

申請地の土地購入費はいくらでしょうか。

事務局

【金額について説明】

4番

委員及び事務局の現地確認において、時系列で現況の記録を残す必要がある場合は、写真の資料に日付も明記した方が今後はよろしいかと思えます。

事務局

今後の参考にさせていただきます。

6番

審議には、普段からの農地パトロールの結果が影響する事もございます。今回の申請に限らず、農地の現況確認で気になった点がありましたら、必ず活動記録簿に記入していただくと良いと思えます。

また、留意事項を付すことについても、賛成します。

議長

その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

**【出席委員のうち過半数が挙手】**

議長

農業委員会等に関する法律第30条で総会の議事は、出席委員の過半数で決するところによるとありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2については許可するものとされますが、何かご意見はございますか。

8番

不賛成を表明した委員のひとりとして意見を述べさせていただきます。譲受人の所有している一部農地での是正指導が完了しておらず、譲受人は全ての農地を耕作に供する営農計画を提出しておりますので、実際には全ての農地を効率よく営農する上で支障が出ている状況にあります。この点から、譲受人から提出された営農計画が支障なく遂行される為にも、是正が完了するまで申請地の許可を保留にした方が良いとの考えから賛成の挙手を致しませんでした。

然しながら、一方で今回の申請地そのものの耕作に直接的な影響があるとは言いきれない面もございます。

許可後であっても、一部農地の是正については完了まで指導すべきであるという意見と、利根川哲委員及び柏崎光一委員の発議に賛同する旨を付して、賛成に転じさせていただきます。

議長

改めまして小谷野伸一委員の意見を踏まえて、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
なお、本件につきましても整理番号3-2と同様の扱いとさせていただきます。  
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審

事務局長	<p>議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推4番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、12月21日に現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>なお小谷野伸一委員とは日程調整がつかず、別の日に現地調査をお願い致しました。</p> <p>申請地は大字下川崎字東原地内でございます。</p> <p>農地の現況ですが、いずれも適切に耕うん管理及び保全管理されております。</p> <p>周囲の状況ですが、北側に譲受人の事業地、南側に市道、東側に一帯を利用する造園農家、西側に農地が広がっております。周辺状況からみて、申請地において譲受人の事業地を敷地拡張する事は止むを得ないと考えられ、事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、落合久明推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、会員向けに食材や日用品を配送する生活協同組合で、大字下川崎に生活協同組合の物流拠点を設けております。</p> <p>申請地は、既存敷地の拡張のために申請をされるものです。これまで、既存敷地では、配送センターの倉庫として、冷凍品・食料品を貯蔵していましたが、近年の会員数増加に伴う取扱い品目が増加したため、敷地拡張</p>

をすることで、既存建物に冷凍品、新設建物に冷蔵品を貯蔵する計画となっています。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」で「集団的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」ものであって「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められるもの」と判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、すべて自己資金にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、都市計画法第29条の規定に関する開発行為事前協議済及び開発行為許可申請が同時にされております。その他に、公共道路用地の使用に係る都市計画法第32条の規定に関する同意申請書申請済、及び埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第5条第1項に関する申請許可済、入間第二用水土地改良区からは支障無しと意見書提出済となっております。以上のことから、特段の問題はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、申請地北側に隣接する既存事業敷地及び公共道路用地の使用に係る都市計画法第32条の規定に関する同意申請書申請済の道路用地と一体で利用する土地利用計画が提出されており、一体利用について特段の問題はございません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、入間第二用水土地改良区からは申請内容について支障無しと意見書が提出されています。雨水については調整池を設置し、施設汚水は専用の個別浄化槽にて適切に処理することで計画が提出されています。周辺農地への土砂流出対策として、都市計画法第2

9条に適合した緩衝帯としての緑地を設置することで対応する計画が提出されています。その他、農地法第4条第6項第4号の規定及び『農地法の運用について』第2の1の(2)のイに抵触する該当事項はありません。また、申請地周辺で担い手農家への人・農地プラン及び農地利用集積計画の該当はありません。以上のことから、周辺農地への影響については、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

別の日程で調査していただきました小谷野伸一委員何かございますか。

8番

12月23日に現地調査を行いました。  
河野和昭推進委員の説明のとおりです。

議長

別の日程で調査していただきました保谷剛正推進委員何かございますか。

推6番

12月23日に小谷野伸一委員と現地調査を行いました。  
河野和昭推進委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

9番

給水及び排水については、どのような事業計画が提出されていますか。申請者の既存敷地は排水先として入間第二用水が関係すると思いますが、入間第二用水土地改良区との調整がとれていますか。

事務局

給水については上水道から引き込みし、汚水については既存の事業敷地の浄化槽に接続し、雨水については敷地内施設に貯留する事で事業計画が提出されております。いずれも入間第二用水平松線水路に放水する事になります。事業計画については、農業振興地域農用地除外の時点で入間第二用水土地改良区より異存なしとの意見が提出されており、本申請時に入間第二用水土地改良区へ排水変更許可の申請をしております。

9番

汚水等の放水による入間第二用水平松線水路への水質変化も気になります。浄化槽のBODやCODの設計値はどのくらいの目標値で設計されているのでしょうか。また、雨水及び排水等の処理について確認はとれているのでしょうか。

事務局	<p>BOD及びCODについては、適正に処理できるように設計されております。また、雨水及び排水についても都市計画法開発許可行為ほか関係法令の基準を満たした設計となっております。</p> <p>説明は以上となります。</p>
8 番	<p>事業計画区域内に公衆用道路が含まれていると思います。事業着工の際にはどのような取扱いになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>事業計画区域内に含まれる公衆用道路については廃止及び付け替えによる払い下げが予定されております。</p>
3 番	<p>事業計画区域東側に隣接する農地は、申請地の農地転用によって農地の集団性が分断されないのでしょうか。</p>
事務局	<p>事業計画区域東側に隣接する農地は、一帯を一経営体が営農しているため、農地の利用集積には影響はありません。</p>
議長	<p>その他、ご意見、ご質問ございますか。</p> <p><b>【なしの声あり】</b></p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推1番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、12月22日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内でございます。</p> <p>農地の現況ですが、適切に保全管理されております。</p> <p>周囲の状況ですが、北側に市道、西側及び東側並びに南側は宅地に面して</p>

おり、事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在東京都江戸川区地内で実の父との共有名義の建物にて両親と同居しております。

申請人夫婦は兼ねてから自然あふれる環境のなか家庭菜園をしながらゆとりのある暮らしを考えていました。新型コロナウイルス感染症の流行を機に郊外への移住先を検討したところ、今回飯能住まい制度を知り、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては27件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、融資と自己資金にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

	<p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
3番	<p>申請地のうち、狭量地となっている筆はどのような理由で分筆されたのでしょうか。</p>
事務局	<p>道路後退分として確保する為に本申請に伴い分筆しております。</p>
3番	<p>申請地西側に隣接する土地については、以前農地転用がされた土地と記憶しておりますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>当該地は、令和2年6月16日付川農振第5-95号にて農地法第5条の許可がされております。</p>
議長	<p>その他、ご意見、ご質問ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の松本健一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推7番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3について、12月21日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p>

申請地は大字坂石字向平地内にございます。

農地の現況ですが、適切に保全管理されております。

周囲の状況ですが、北側に市道、西側及び南側は山林、東側は駐車場に面しており、事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、松本健一推進委員の説明のとおりです。

申請地に隣接した居住地には駐車スペースが無く、貸借していた駐車場の返却に伴い、申請地を駐車場として利用したく、所有者から了解が得られたため、申請をされたものです。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、すべて自己資金にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長	同行して調査していただきました梶川政夫委員何かございますか。
9 番	松本健一推進委員の説明のとおりです。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 3 について、何かご意見、ご質問等ございますか。
4 番	申請地北側に地番がふられた土地があるようですが、市道の一部という認識でよろしいでしょうか。
事務局	市道 7 - 8 6 号線の一部です。
議長	その他、ご意見、ご質問ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 3 について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての整理番号 5 - 4 の案件について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の古谷英紀推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推 5 番	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての整理番号 5 - 4 について、1 2 月 2 3 日に現地調査しましたので、その状況を報告します。 なお大久保博司委員とは日程調整がつかず、別の日に現地調査をお願い致しました。 申請地は大字落合字上ノ台地内でございます。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周囲の状況ですが、茶畑や農地が広がっております。 事業計画からみて、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特

段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、古谷英紀推進委員の説明のとおりです。

申請人は、母が高齢の為、週末は実家に戻り家事や買い物、通院の手伝いをしていました。また、近隣農地の管理を母と親類に頼っていましたが、皆高齢となり管理が困難となってきました。実家と行き来ができ通勤可能な移住先を検討したところ、今回申請地を借受け住宅を建築したく申請をされたものです。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費、建築費に対し、すべて自己資金にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました大久保博司委員何かございますか。

10番

古谷英紀推進委員の説明のとおりです。

議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
推3番	<p>申請地の南側の土地が住宅への入口になるのですか。</p>
事務局	<p>申請地の南側の土地が入口となります。</p>
議長	<p>その他、ご意見、ご質問ございますか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-5の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の吉田彰宏推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推9番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-5について、12月21日に江原良弘委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上名栗字小殿道下地内でございます。</p> <p>農地の現況ですが、草刈りなど保全管理されております。</p> <p>周囲の状況ですが、進入路西側は宅地となっております。申請地の北側、西側、南側には農地があり東側は公衆用道路となっておりますが、事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、吉田彰宏推進委員の説明のとおりです。

申請人は、かねてから地元地域に密着したパン屋を開きたいというパティシエの妻の希望があり、妻の地元でパン屋兼住宅の計画を立てました。妻の実家の近くでもあり、育児など生活環境も良い申請地を紹介され申請されたものです。

申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費、諸経費に対し、全額融資にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました江原良弘委員何かございますか。

4番

吉田彰宏推進委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-6の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推1番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-6について、12月19日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字岩渕字乙三ツ沢地内でございます。</p> <p>農地の現況ですが、さつきが約20m植えてあり、山吹が数本あり、残りの農地は適正に保全管理されております。</p> <p>周囲の状況ですが、申請地における事業計画からみて、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、貸渡人の長男であり、両親も高齢になり、子供も小学生になるこのタイミングで実家を継ぐ事を決意し隣接する農地の一部と既存宅地を一体利用し分家住宅を建築したく申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、令和2年12月7日、同日農業委員会受付となっております。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、</p>

第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費、建築費に対し、全額融資にて対応すること関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はありません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

公図のなかで道路占有許可见込みありとなっておりますが、図では、既に水路横断用の橋が架かっているようですが、分家住宅への入口になるのですか。

事務局

こちらの橋は、申請人の実家を建築する際に架けたもので、今回、2軒目となる分家住宅を建てる場合、橋を拡幅する必要があります。道路占有許可见込みありとの記載は、今回の申請で、再度許可をとる必要がある為のものです。

議長

その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

**【議案書読み上げ】**

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

第1番の方は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定になります。

補足説明の前に、農地中間管理事業とは、農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、新規参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、農地中間管理機構、埼玉県の場合「埼玉県農林公社」が農地の所有者から農地を一旦借受け、意欲ある担い手農家に農地を貸付ける制度です。

今回、農地の貸し出し希望者から埼玉県農林公社への利用権設定の決定及び、埼玉県農林公社から農地の借受け希望者への貸付計画について、農業委員会としての意見を、それぞれ議案第3号、第4号において審議をお願いしておりますが、これは事務手続きの迅速化を図るための処置として、国の指導に基づき、市農業振興課等が、2つの手続きを平行して進めることで、本総会に同時に付議するものです。

それでは改めまして第1番の方についてです。

今回、中間管理機構である「埼玉県農林公社」が借り受ける農地は所有者1名、筆数は1筆、面積は2,065㎡になります。

利用権種類は、「使用貸借権」であり、利用権の設定期間は、令和3年3月1日から令和13年2月28日までの10年間です。借賃は、使用貸借権のため、ございません。

次に、本議案の審議要件ですが、一般的な農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法18条3項2号のただし書きにより、

1点目として、飯能市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に適合するか2点目として、所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は飯能市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の条件に合致しており、所有権を有する者の

同意についても「農用地利用権設定等申出書」により確認していることを報告いたします。

続いて、第2番の方についてです。

今回、初めて利用権設定をする方です。

経営作物は、お茶です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農業地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

使用貸借とは、どういった意味ですか。

事務局

貸付側と借受側の間で賃料が発生しない貸借です。

3番

中間管理機構に貸した後の農地の管理はどうなるのでしょうか。

事務局

借り手が決まるまでは、中間管理機構の管理となりますが、借り手との契約が決まれば借り手側の管理となります。

議長

その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。続きまして、議案第4号農用地利用配分計画（案）に係る農業委員会の意見について審議いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局長

議案第4号農用地利用配分計画（案）に係る農業委員会の意見について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第4号農用地利用配分計画（案）に係る農業委員会の意見について説明いたします。

補足説明の前に、農用地利用配分計画とは、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について借り手を飯能市が選定し、まとめたものです。この計画を県知事が認可することで、埼玉県農林公社から担い手農家への農地の権利移動が行われます。

市が、この農用地利用配分計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くこととされているため、付議されたものです。

それでは説明に入ります。

第1番の方についてです。こちらは、議案第3号農用地利用集積計画（案）における農地中間管理事業に基づく利用権の設定に伴う案件でございます。

使用貸借権の設定を受けるもので、筆数は1筆、総面積は2,065㎡になります。

貸借期間も、令和3年3月1日から令和13年2月28日までの10年間です。

借賃は、使用貸借権のため、ございません。

借受け希望者は、平成25年3月より、飯能市にて就農開始しました。

無施肥無農薬の自然栽培で、固定種の野菜を露地栽培で生産し、販売しています。

販売方法は、個人宅への季節のお野菜セットの販売をメインに、自然食品店や市内のレストランへの卸し、市内のイベント販売なども行っています。

更なる規模拡大を予定していることから借受けを希望しているものです。

このような実績からも今回の農地の貸付が最適であると判断され、農地利用配分計画（案）が作成されております。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

推7番

今回、なぜ農地中間管理機構が間に入っているのですか。

事務局

今回、第1番の方が更なる規模拡大を予定していることからトラクターを購入したいということで、購入にあたり補助金を活用することになりました。

た。補助金の活用にあたり条件の1つとして農地中間管理権を使った利用権設定が必要となります。

3番

先程の議案第3号農用地利用集積計画(案)の資料で、農地中間管理機構の欄の耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積欄に農地面積が記されていますが、現在、農地中間管理機構が借りている土地という認識でよろしいでしょうか。

事務局

平成30年度に一度、農地中間管理権を使った利用権設定を行っていただき、その時の利用権設定の累積となります。

3番

わかりました。

議長

その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については農業委員会として意見書を農地中間管理機構に進達いたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

議長

次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長

質問、意見等あればお願いします。

【なしの声あり】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

会長職務代理

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

以上で、令和2年12月総会を閉会いたします。